

岩手県告示第183号

県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号。以下「条例」という。）第23条第2項の規定により、岩手県営運動公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1に掲げる額（附属の施設又は設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）
- 2 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合にあっては、表3に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

令和7年4月1日

表1 施設の利用料金

公園施設名		使用の区分		単 位		利用料金		
						一 般	学生及び生徒	
陸上競技場		貸切使用の場合	入場料、会費又はこれらに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合		1 日までごとに		円 76,660	円 25,880
					半日までごとに	午前	27,280	9,330
			午後	49,360		16,540		
			入場料等を徴収しない場合		1 日までごとに		25,880	13,020
					半日までごとに	午前	9,330	4,750
						午後	16,540	8,260
			個人使用の場合		1 人 1 時間までごとに		130	70
補助競技場		貸切使用の場合		1 時間までごとに		740	300	
野球場		貸切使用の場合		1 時間までごとに		840	430	
サッカー・ラグビー場	第 1 グラウンド	入場料等を徴収する場合		1 日までごとに		62,910	24,510	
		入場料等を徴収しない場合		1 時間までごとに 1 面ごとに		2,970	1,470	
				1 時間までごとに 半面ごとに		1,480	740	
	第 2 グラウンド	入場料等を徴収する場合		1 日までごとに		13,960	5,670	
		入場料等を徴収しない場合		1 時間までごとに 1 面ごとに		640	340	
				1 時間までごとに 半面ごとに		340	180	
テニスコート		入場料等を徴収する場合		1 日までごとに 1 面ごとに		9,870	5,220	
		入場料等を徴収しない場合		1 時間までごとに 1 面ごとに		850	430	
スポーツライミング競技場		貸切使用の場合		1 時間までごとに 1 面ごとに		300	130	
		個人使用の場合		1 人 1 時間までごとに		150	80	

表2 附属の施設又は設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金
拡声機	陸上競技場	半日までごとに	円 6,570
	補助競技場、サッカー・ラグビー場及びテニスコート	半日までごとに	1,290
審判用具		1式につき	2,360
陸上競	鋼製巻尺（20メートル）	1日までごとに1個ごとに	60

技用具	鋼製巻尺（50メートル）	1日までごとに1個ごとに	90
	鋼製巻尺（100メートル）	1日までごとに1個ごとに	130
	走高跳び用高度計	1日までごとに1本ごとに	100
	棒高跳び用高度計	1日までごとに1本ごとに	220
	ストップウォッチ（100分の1）	1日までごとに1個ごとに	60
	ストップウォッチ（5分の1）	1日までごとに1個ごとに	30
	ストップウォッチ（ラップ用）	1日までごとに1個ごとに	80
	マラソン用親時計	1日までごとに1個ごとに	480
	手旗（赤及び白）	1日までごとに1組ごとに	20
	バトン	1日までごとに1本ごとに	20
	ボール	1日までごとに1本ごとに	120
	抽せん器	1日までごとに1組ごとに	30
	地（砂）ならし器	1日までごとに1個ごとに	80
	ライン引器	1日までごとに1個ごとに	60
	やり（男子用）	1日までごとに1本ごとに	70
	やり（女子用）	1日までごとに1本ごとに	70
	円盤（男子用）	1日までごとに1個ごとに	60
	円盤（ジュニア用）	1日までごとに1個ごとに	60
	円盤（女子用）	1日までごとに1個ごとに	60
	砲丸（7,257グラム）	1日までごとに1個ごとに	60
	砲丸（5,443グラム）	1日までごとに1個ごとに	60
	砲丸（4,000グラム）	1日までごとに1個ごとに	60
	砲丸（2,721グラム）	1日までごとに1個ごとに	60
	ハンマー（7,257グラム）	1日までごとに1個ごとに	70
	ハンマー（5,443グラム）	1日までごとに1個ごとに	70
	投てき距離標識	1日までごとに1組ごとに	430
	表彰台	1日までごとに1式ごとに	140
	ハードル運搬車	1日までごとに1台ごとに	320
	コースナンバー標識	1日までごとに1個ごとに	60
	走幅跳び及び三段跳び距離表示器	1日までごとに1組ごとに	190
	フィールド試技順序表示器	1日までごとに1組ごとに	210
	電光式表示器	1時間までごとに1台ごとに	480
	風速計	1日までごとに1台ごとに	90
	スターティングブロック	1日までごとに1台ごとに	70
	角度表示器	1日までごとに1個ごとに	30
	距離測定器	1日までごとに1個ごとに	460
	投てき用角度表示器	1日までごとに1個ごとに	30
	ハードル	1日までごとに1個ごとに	70
	バー（跳躍用）	1日までごとに1本ごとに	60

棒高跳び用マット	1日までごとに1式ごとに	480
走高跳び用マット	1日までごとに1式ごとに	220
走高跳び用支柱及びバー止め	1日までごとに1式ごとに	130
棒高跳び用支柱及びバー止め	1日までごとに1式ごとに	420
3,000メートル障害器	1日までごとに1式ごとに	140
踏切板標識	1日までごとに1個ごとに	30
マラソン距離標識	1日までごとに1式ごとに	220
ビデオカメラ装置	1日までごとに1式ごとに	480
トラック競技速報表示器	1日までごとに1式ごとに	480
フィールド成績表示器	1日までごとに1式ごとに	480
投てき光波距離計	1日までごとに1式ごとに	480
ファールセーブ表示板	1日までごとに1式ごとに	20
ベストエイト表示板	1日までごとに1式ごとに	30
陸上競技用具の利用料金の合計額が15,760円を超える場合		15,760
テント	1日までごとに1張につき	390
ロッカー	1回につき	100
全自動電気計時装置	1日までごとに1式につき	3,060
温水シャワー	1回につき	100
会議室	1時間までごとに	240
電気料	実費を基準として知事が定める額	

表3 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

区 分	単 位		利用料金
行商、募金その他これらに類する行為	有料公園施設内における場合	1人1日までごとに	円 1,290
	有料公園施設外における場合	1人1日までごとに	430
業として行う写真の撮影	1日までごとに1台ごとに		120
興行	1日までごとに		8,600
展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	1日までごとに		4,300